

第1号通所事業(独自)サービスコード表

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

旭川市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割			59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2	3,621単位	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割			119単位	119	1日につき		
A6	C211	通所介護独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき		
A6	C212	通所介護独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき		
A6	C213	通所介護独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2	36単位減算	-36	1月につき		
A6	C214	通所介護独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき		
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1単位減算	-1	1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2	36単位減算	-36	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1	1日につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5% 加算		1日につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算	-376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752単位 減算	-752	1月につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240	1月につき		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位 加算	50	1月につき		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位 加算	200	1月につき		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位 加算	150	1月につき	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位 加算	160	1月につき	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	1月につき		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位 加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			要支援2	176単位 加算	176	1月につき	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位 加算	72	1月につき	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			要支援2	144単位 加算	144	1月につき	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位 加算	24	1月につき	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			要支援2	48単位 加算	48	1月につき	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		ヌ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位 加算	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位 加算	200	1月につき
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位 加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位 加算	5	1回につき	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		科学的介護推進体制加算	40単位 加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算		1月につき	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算		1月につき	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の10/1000 加算		1月につき	
A6	6114	通所型独自サービススペースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等スペースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算		1月につき		

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、通所型サービス11(事業対象者, 要支援1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、通所型サービス12(要支援2)を算定している場合は、1月につき752単位の範囲内で減算する。

※介護職員処遇改善加算, 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等スペースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき